

## オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会（第1回）

令和7年4月23日

【鈴木利用環境課課長補佐】 本日は皆様、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会第1回会合を開催させていただきます。

それでは、検討会の開催に当たりまして、湯本総合通信基盤局長より御挨拶申し上げます。

【湯本総合通信基盤局長】 総合通信基盤局長の湯本でございます。オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会の第1回の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、構成員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、本検討会に御出席いただきまして、改めまして感謝を申し上げたいと思います。さて、違法なオンラインカジノの対策は、総務省としても極めて重要な課題と認識しているところでございまして、これまでも各省庁と連携し、周知啓発に努めるとともに、フィルタリングの促進をはじめとして、できるところから対策を講じてまいったところでございます。特に近年、オンラインカジノが社会問題となり、若年層を中心に利用者数が増加するとともに、ギャンブル等依存症の問題が深刻化している状況を踏まえまして、より実効的な対策を講じることができないかとの問題意識の下、今般、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方を検討する場として本研究会を立ち上げさせていただいたところでございます。

なお、ブロッキングにつきましては、知る権利、また通信の秘密といった法的な課題、またオーバーブロッキングなどの技術的な課題があると指摘されているところでございまして、法学の専門家、技術の専門家、通信事業者、ギャンブル等依存症に知見のある方々など様々な方々の御意見を伺いつつ、丁寧に検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。まずは本年の夏頃に何かしらの形で中間的な論点の整理に向けて、皆様方の積極的な御議論と御協力をお願いできればと思います。よろしく御申し上げます。

【鈴木利用環境課課長補佐】 会議冒頭のカメラ撮りの報道関係者が退室いたしますので、しばらくお待ちください。

(報道関係者退室)

【鈴木利用環境課課長補佐】 本検討会の開催要綱につきましては、事前に配付させていただいています開催要綱のとおりですので、御確認いただければと思います。検討事項といたしましては、オンラインカジノサイトへのブロッキングを含むアクセス抑止の在り方に関する法的・技術的課題の検討としております。

次に、構成員及びオブザーバーの皆様を五十音順に御紹介させていただきます。まず、構成員の皆様を御紹介させていただきます。

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任准教授(ジョージタウン大学客員研究員)、黒坂達也構成員。学習院大学法学部教授、鎮目征樹構成員。京都大学大学院法学研究科教授、曾我部真裕構成員。ギャンブル依存症問題を考える会代表、田中紀子構成員。山崎法律事務所弁護士、長瀬貴志構成員。情報通信消費者ネットワーク代表、長田三紀構成員。東京大学大学院法学政治学研究科教授、橋爪隆構成員。日本ネットワークインフォメーションセンター政策主幹、前村昌紀構成員。英知法律事務所弁護士、森亮二構成員。読売新聞グループ本社代表取締役社長、山口寿一構成員。

以上の10名の方に構成員になっていただいております。本日は長瀬構成員及び長田構成員が欠席であり、鎮目構成員及び山口構成員は途中からの参加となります。

次に、オブザーバーですが、インターネットコンテンツセーフティ協会、電気通信事業者協会、テレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダー協会、日本ケーブルテレビ連盟、警察庁、法務省にオブザーバーとして参加していただいております。

本研究会の座長については、京都大学大学院の曾我部構成員にお願いしたいと考えているところ、構成員の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【鈴木利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。本日御欠席の構成員の皆様からも事前に内諾をいただいておりますので、座長を曾我部構成員にお願いできればと思います。座長代理につきましては、曾我部座長より指名していただければと思います。

【曾我部座長】 まず、座長を仰せつかりました曾我部と申します。よろしくお願いたします。座長代理につきましては、橋爪構成員にお願いできればと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【鈴木利用環境課課長補佐】 座長代理については、橋爪構成員にお願いいたします。

それでは、曾我部座長、進行のほうをお願いいたします。

【曾我部座長】 改めまして、曾我部でございます。大変困難な課題を仰せつかった検

討会でございますけれども、皆様のお知恵をいただきながら、よい議論ができますように努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

早速議事に入ってまいります。本検討会では、オンラインカジノへのブロッキングを含むアクセス抑止の在り方に関する法的・技術的課題について検討を行うことを目的としております。本日は初回でございますので、まずは事務局よりブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について御説明をいただきたいと思います。その次に、オンラインカジノの実態調査につきまして、警察庁様から御発表をいただくということをお聞きしております。事務局、警察庁様の御説明の後、構成員の皆様から御挨拶なりコメントなりのお時間を頂戴いただければと思います。

ということで、まずは事務局のほうからよろしく願いいたします。

【大内利用環境課長】 ありがとうございます。事務局、利用環境課長の犬内でございます。本日はありがとうございます。資料1-2ということでお配りをしておりますけれども、この資料に沿いまして事務局のほうから御説明をいたしたいと思います。

1 ページ目をおめぐりいただければと思いますけれども、先ほど来、御説明しておりますとおり、こういった構成員の方々、オブザーバーの方々に御参加いただく形で検討会のほうを進めてまいりたいと思います。

主な検討事項といたしまして、オンラインカジノの現状認識、ブロッキングを含むそれ以外も含めたアクセス抑止（フィルタリング、その他）、また、ブロッキングに関する法的・技術的課題の検討といたしまして、その基本的な考え方、実施する場合の根拠、制度面・実施面での課題等について御議論いただきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、2 ページ目でございますけれども、現時点での事務局の想定ということにはなりますけれども、今後のスケジュールと、それぞれの進行の案について書かせていただいております。本日が第1回ということで4月23日でございますけれども、事務局説明及び警察庁からのプレゼンテーションということでございますが、第2回、早速、既に報道発表させていただいておりますけれども、来週28日に第2回会合を開催させていただきまして、その場で、田中構成員を含むギャンブル依存症に知見のある方ですとか、また政府としての依存症対策の在り方等について、また一般ユーザーの代表の方からも御説明いただきたいというふうに考えてございます。

3 回目に諸外国の状況、非常に参考になる取組もあるというふうに認識してございます

ので、こういったことについて多少深掘りの御説明をいただくべく、シンクタンクのほうに今お願いをしているところをごさいますして、諸外国との比較等を含めた法学専門家の方からの御説明また御議論というものを3回目に行いたいと思います。5月の中旬頃を想定してごさいます。

また、4回目といたしまして、それらで尽くせなかった論点、主に技術的な論点も含めまして引き続き御説明いただいた後、こういった論点についての通信事業者等、関係者の皆様からの御意見表明の場というものを設定させていただきまして、可能であれば6月頃に中間論点整理に関する議論を行いたいというふうに考えてごさいます。また、先ほど局長からも申し上げましたとおり、中間論点整理、一旦、夏頃に中間的なまとめをした上で、年末に向けてさらに深掘りの議論ができればというふうに考えているところをごさいます。

具体的な中身に入ってまいりますけれども、まず、1といたしまして、オンラインカジノの現状認識をごさいます。4ページ目までお進みいただきまして、こちら読売新聞と警察庁さんの風俗営業に関する発表資料等から引かせていただいている、いわゆるカジノの検挙・摘発の現状をごさいます。お伺いしているところでは、右側の警察庁さんの資料、「暫定」となっているのは「確定」だというふうにお伺いしていますけれども、いずれにしても、賭博の検挙・摘発者が非常に増えているという状況をごさいますして、またこの後、実態調査の結果につきましても御報告いただくということで、こういった点を踏まえて実態の認識を共有させていただきたいというふうに考えているところをごさいます。

続きまして、2といたしまして、アクセス抑止策についてごさいます。6ページ目にお進みいただければと思っております。これは模式図でごさいますけれども、必ずしもこういった経路で全ての利用者がオンラインカジノサイトにアクセスをするわけではごさいませんけれども、一つの例といたしまして、端末（スマートフォン）等からインターネットプロバイダーのネットワークを通じましてインターネットに入っていきます、人によっては検索サイトを通じたりだとか、またはギャンブルに関して紹介したりだとか、いわゆるリーチサイトと言われる誘導するようなサイトを通じるような形でカジノサイトに行き着くと。こういった情報の流れを見たときに、こういったところでアクセス抑止というのは可能なのかということを下段で書いてごさいます。

黄色の枠で囲っておりますのは、主に今回議論とさせていただきますブロッキングをごさいます。こちらはインターネットサービスプロバイダーが、通信の媒介者として利用者の同意に基づかない形でのアクセスの確認と必要に応じた遮断を行うというものでごさ

いますので、そこに書いてございますが、通信の秘密との関係で緊張関係が生じるという取組になってございますが、それに限らず、様々な形でのアクセス抑止の在り方はあるというふうに考えてございまして、例えばということで申しますと、端末ですとかスマートフォン上のアプリにおけるフィルタリングの取組ですとか、また検索事業者のほうでも、既に違法薬物などでは前例がございますけれども、望ましくない違法有害情報のサイトについて、例えば警告の表示を上を持ってきたりだとか、もしくは検索の表示を劣後させたりといったような形で目立たせなくするような、そういった取組もあるというふうに認識してございます。

また、右側に行きまして、広告ですとか、もしくはカジノサイトそのもの、こういったところの削除・検挙などの取組も考えられるところではございますけれども、こういったこと。特にサイト自体はカジノが合法に免許されていると、そういった国で運営されている例が多いと承知しておりますので、こういったところでの削除・検挙の取組は一般論から言えば難しいとされているところかなと思います。こういった全体像を頭に思い浮かべながら、アクセス抑止の在り方について御議論いただければというふうに考えているところでございます。

続きまして、7ページ目でございますけれども、ブロッキングの基本的な仕組みと書いてございますけれども、幾つか技術的な手法があるというふうに認識してございまして、詳細についてはまた御議論、御紹介いただければと思いますけれども、ここでは代表的な手法ということで、いわゆるDNSポイズニングと言われる手法を御紹介しているところでございます。通常、一般の方がウェブで閲覧する場合には、上の段でございますけれども、カジノサイトを格納するサーバーのIPアドレスを直接打ちに行くということはあまり行われず、ドメインを入力することによってそのサイトにアクセスするということが行われておりますけれども、このドメインをIPアドレスに変換する「名前解決」という仕組みが一般によく用いられているところでございます。

下段にございますDNSポイズニングと言われるブロッキングの手法は、この名前解決の仕組みを利用しまして、プロバイダーの側で遮断先となるIPアドレスのリストをあらかじめ用意しておいて、ここに該当するアクセス行為があった場合に、実際とは異なるアドレスを回答するということを通じて、本来、希望するサイトへのアクセスを制限し、必要に応じて、例えば警告するサイト等へ誘導すると、こういった仕組みがあるというふうに認識してございます。これに限らず、例えば精度が高い仕組みですとか、様々な仕組みがあ

ろうかと思えますけれども、そういった技術的な手法の例えば費用対効果ですとか、権利侵害の度合いですとか、様々な課題ですとか、そういった点についても併せてこの検討会において議論していただければというふうに考えているところでございます。

続きまして、8ページ目でございますけれども、フィルタリングでございます。御案内かと思えますけれども、フィルタリングはインターネット上に掲載されている情報につきまして、あらかじめ一定の基準に基づいてより分け、選別をした上で、本人または保護者等の同意に基づいて有害な情報の閲覧を制限する機能・サービスのことをいうということでございます。これは、フィルタリングはもともと個別のサイトが特定のカテゴリーに属するかどうかというのは、フィルタリングリストを作成する主体が事前に分類・登録するという仕組みでございまして、オンラインカジノや誘導サイトのいわゆるギャンブルと言われるカテゴリーについては、一番下の段にございまして、小学生から高校生まで全ての青少年の年代において閲覧制限の対象となっているというのが現状でございます。また、こういったフィルタリングサービスにつきましては、既に青少年インターネット環境整備法に基づきまして、携帯電話事業者において保護者から利用しない旨の申出がない限りは、フィルタリングサービスの提供が法的に義務づけられているという状況にございます。これがフィルタリングでございます。

続きまして、9ページ目でございますけれども、一般のサイト運営者による削除の取組につきましては、通信関係4事業者団体が構成しております違法情報等対応連絡会というところにおきまして、どういったサイトですとか、どういった行為が禁止事項に当たるかというモデル契約約款というのをつくりまして、それを会員であるISP等に示すという形での取組が行われてございます。

真ん中にごございますけれども、違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為というのは、このモデル契約約款におきまして禁止事項として明記されてございまして、また、その解説でございまして一番下の段の※でございまして、令和5年6月の解説改訂におきまして、禁止事項である違法な賭博等に勧誘する行為について、オンラインカジノの広告の表示やオンラインカジノを紹介するサイトの開設等の行為が含まれる旨、明記されたところでございます。現状、こういったモデル契約約款やその解説を通じて削除の取組が行われているところでございまして、会員企業への周知等が行われておりますけれども、総務省もこの連絡会にオブザーバー参加いたしまして、必要に応じて助言等の取組を行って支援しているところでございます。

続きまして、10ページ目でございますけれども、これは参考でございますけれども、特に海賊版の議論のときによく紹介されたものでございますけど、アクセス警告方式というものがございます。これは特定のサイトにアクセスしようとした場合に、警告を表示するというのでアクセスを抑止するという考え方の下でというふうに考えられているものでございますけれども、これはあらかじめ利用者の有効な同意を取得するということによって通信の秘密の侵害に当たるという懸念を回避しようということが目指されたものでございますけれども、実際には有効な同意取得の方法ですとか技術的な課題、様々な課題がありまして、現実の問題といたしましては実施されていないというふうに認識をしているところでございます。こういった、網羅的にはございませんけれども、様々なアクセス抑止の在り方を念頭に置いた上で、ブロッキングの位置づけについて御議論いただきたいというふうに考えているところでございます。

11ページ目以降、3といたしまして、ブロッキングに関するこれまでの検討経緯ということで、12ページ目に2つの事例を御紹介してございます。まず、1つ目でございますけれども、児童ポルノサイトブロッキングの検討経緯ということで、平成20年から約3年かけて議論されたもの、また、②といたしまして、海賊版サイトブロッキングにつきまして、これまた平成26年から4年弱かけて検討されたものを年表形式でまとめたものでございます。

まず、上段の児童ポルノサイトブロッキングにつきましては、警察庁における議論を踏まえて、様々な協議会において児童ポルノ対策について検討が行われ、総務省におきましても、有識者検討会の場でこのブロッキングの在り方が議論されたところでございます。緊急避難という形での法的整理をするということが適当であるという取りまとめの案を検討会として認知・了承し、その考え方を踏まえた形で平成23年4月以降、インターネットコンテンツセーフティ協会が、後ほど御説明いたしますけれども、児童ポルノ画像が掲載されたサイトに係るアドレスリストの提供及びそれに基づくブロッキングというものを行っているというのが経緯でございますが、この取組については、民間の自主的な取組として実施されているものでございます。

他方、②でございますけれども、海賊版サイトのブロッキングについては、知財本部を含めて様々な場で議論が開始されたところでございますけれども、平成30年、ブロッキングを含めた必要な対策を行っていくことが決定されたのを受けまして、NTTグループが海賊版サイトに対するブロッキングを自主的に実施するという方針を発表したところ、実際

にはアクセス数が低下したりだとか、もしくは契約者を含む様々な団体、関係者の方からの反対意見が相次いだということがありまして、NTTグループは実際にはブロッキングは実施しないままになりました。

それと前後いたしまして、本件に関して差止訴訟が提起されたというところがございます。その際の、例えば判決の内容ですとか、そういった詳しい内容については後ほど申し上げたいと思っております。最終的には、平成30年12月でございますけれども、様々な意見が出たということございまして、この取りまとめは無期限で延期ということになりまして、ブロッキング以外の対策を進める方針が確認されたところでございます。

13ページにお進みください。先ほど申し上げた児童ポルノサイトのブロッキングについての考え方でございます。この法的整理、先ほど緊急避難ということで、違法性阻却に関する考え方が示されたわけでございますけれども、その具体的な内容について、1、法的整理についてのところで2行目以下、線を引かせていただいております。①児童の権利等を侵害する児童ポルノ画像がアップロードされた状況において、②削除や検挙など他の方法では児童の権利等を十分保護することができず、③その手法及び運用が正当な表現行為を不当に侵害するものでなく、④当該児童ポルノ画像の児童の権利等への侵害が著しい場合には、その違法性は阻却されるものと考えられるというふうにした上で、このブロッキングが児童ポルノ以外の違法・有害情報に決して濫用されないようにすべきであると、このような考え方が示されたところでございます。

こうした考え方の下で、具体的な実施主体の在り方については2のところで、最後のところでございますけれども、ブロッキングの実施については、民間事業者による自主的な取組として行われ、アドレスリストの作成・管理については、民間主導によって適切な管理体制の下で実施されることが必要というふうにされているところでございます。

また、3ポツのところで、ブロッキングの手法に関する技術的な検証が必要ということで、こういった取りまとめの内容及び関係者を含めた議論の内容を含めまして、14ページでございますけれども、あくまで民間の自主的な取組ではございますけれども、児童ポルノサイトのブロッキングが現に今動いているというところでございます。絵を見ていただきまして、情報提供のもとになっているのは警察庁の委託事業でありますインターネット・ホットラインセンターでございます。ここからインターネットコンテンツセーフティ協会のほうに児童ポルノサイトであると疑わしき情報サイトについての情報提供が行われ、ICSAにおいて、アドバイザーの御意見を踏まえた形で最終的にリストを作成・確定した上

で、それを会員のISPに情報提供するという、こういった仕組みでブロッキングが行われているというところをごさいます、この一連の枠組み、また実施に伴う費用は、ICSA（イクサ）というふうに呼んでおりますけれども、この協会に加盟する民間事業者が自主的に拠出し、自主的取組として行われているところをごさいます、国費等は充当されていないというところをごさいます。

続きまして、15ページをごさいます。海賊版サイト対策の考え方でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、最終的に取りまとめが行われませんでしたので、確定した文書というのはないわけをごさいますけれども、検討会議の場で中間取りまとめの案として示されたものの中で、法的・技術的な課題というものが様々論じられているというところをごさいます。いずれにしましても、一番下にごさいますとおり、様々な検討の結果、海賊版サイト対策については、ブロッキング以外の対策を進めることとなったところをごさいます。

16ページ目にお進みください。先ほど少しだけ申し上げましたけれども、NTTグループが自主的にブロッキングを実施する構えを見せたところで、契約者の方が、利用者の方がこのことについて憲法上の課題を示しながら裁判を起こしたという事案をごさいます。上の事案の概要にごさいますとおり、結果的にNTTグループがこの実施を、ブロッキングを行わなかったために、裁判所の判断といたしましては、あえて差止めする必要性がないということで請求が棄却され、その判断が高裁でも維持されたということにはなっておりますけれども、その判決の中でブロッキングに関する実質的な、実質的なといえますか、ある程度の判断の基準といえますか、考え方が示されてございますので、その点、参考までにここで抜粋させていただいているところをごさいます。

下の判示（抜粋）の3行目以下でごさいますけれども、児童ポルノ事案のように、個人の尊厳、幸福追求の権利に関わる問題と異なり、著作権のように財産権（財産上の被害）の問題にとどまる本件のような問題は、通信の秘密を制限するには、より慎重な検討が求められるところであるというふうにされているところをごさいます。

こういった点を踏まえまして、17ページ以下、今後御議論いただきたい論点といたしまして、幾つか事務局から御提案させていただいているところをごさいます。まず、1ポツでごさいますけれども、過去のブロッキングに関する検討を踏まえれば、オンラインカジノ対策においても、アクセス抑止策全体の中でブロッキングを適切に位置づけることが適当ではないか。オンラインカジノがもたらす弊害に照らし、既存のアクセス抑止策は十分

に効果的であると言えるか。既存のアクセス抑止策としてフィルタリングの取組、削除の取組、検挙の取組というふうに挙げてございますけれども、こういった取組の検証が必要。その際、ギャンブル依存症患者や偶発的な利用者といった利用者の属性に注目すべきかとしております。

また、4番目のポツでございますけれども、既存の各取組の有効性を検証する上で、オンラインカジノの違法性に対する認識が低いとされていることについてどう考えるかとしております。また、仮に既存の取組が十分に効果的でないと認められる場合、ブロッキングがより有効な対策と言えるかというふうにしてございます。

18ページ目へお進みください。過去の事例を2つほど挙げさせていただきましたけれども、ブロッキングの実現につながった事例とつながらなかった事例からどのような気づきを得られるかという形で一般的に質問を書かせていただいておりますけれども、具体的にはということで、児童ポルノとオンラインカジノの違いについて幾つか切り口を御用意してございます。

1ポツでございますけれども、児童ポルノにおいては、単純所持（ダウンロード等）が違法であるのに対し、オンラインカジノサイトを閲覧すること自体は違法ではないということについてどう考えるか。賭ける行為というものに至らない閲覧、単純所持自体は、現行法では違法ではないという点についてどう考えるかというふうにしてございます。なお、海賊版においては、単純所持は違法というふうに行われているところでございます。

2ポツでございますが、児童ポルノにおいては、提供行為、サイトの開設等でございますが、こういったことは法律上違法とされているのに対し、オンラインカジノにおいては、実際問題としては、提供行為、開設行為は、カジノが合法的な日本国外で行われているという場合には違法ではないと。当然そうなんです、という場合についてどう考えるのか。また、児童ポルノサイトの提供においては、国外犯処罰規定が児童ポルノの禁止法の中にございまして、実際に国際的な捜査共助が進んでいるわけでございますけれども、こういった点にも留意すべきか、としてございます。なお、海賊版においても、提供行為は著作権法上、違法とされているところでございます。

3ポツでございますが、児童ポルノにおいては、IHCが違法サイトの情報提供を行っているのに対し、オンラインカジノにおいて同様の提供主体が考えられるかということでございまして、違法サイトを誰が見つけてきて情報提供するのかという論点を挙げさせていただいているところでございます。海賊版においては、結果的に実現はしませんでしたけれ

ども、著作権者が情報提供主体として当初想定されていたところでございます。

4 ポツといたしまして、児童ポルノとオンラインカジノの違いについて考える上で、それぞれの保護法益や被害実態の違いについてどう考えるか。また、海賊版とオンラインカジノの違いについてどのように考えるかというふうに行っているところでございます。

続きまして、19ページ目から法的課題等についてでございます。20ページにお進みください。4-1、法的課題に関する基本的な考え方でございますけれども、基本的な考え方の四角の中でございますけれども、まず前提といたしまして、知る権利については、憲法21条の「表現の自由」の一環として保障されており、インターネットは、国民が知るために不可欠な手段である。同じく、憲法が規定する「通信の秘密」も、通信サービスに対する国民の信頼を確保する観点から厳格に保護されてきたところでございます。ブロッキングは、技術的、原理的にインターネット利用者に対して、本人の同意なく全ての通信の宛先を網羅的に確認することで初めて成立するものでございますので、通信の秘密の侵害に外形的に該当するというところがございます。また、ブロッキングの手法によっては、国民の知る権利を制約し得るとの指摘もされているところでございます。

こういった法的な評価を踏まえまして、合法的にブロッキングを行うためには、刑法の一般原則に従いまして、①特別の法律に基づいて行う、または②緊急避難として行う、のいずれかが必要というのが現実的な解釈になりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、我が国で唯一行われている例といたしまして、②緊急避難に基づく児童ポルノサイトのブロッキングがございまして、この際の考え方でございますけれども、1、緊急避難のいわゆる3要件と言われるものに照らして当時検討が行われておりまして、まず1番目、現在の危難があるかという点につきましては、児童の人格権の侵害を防止する必要がある。2の法益の権衡があるかという点については、児童の被害は重大かつ深刻であって、通信の秘密の侵害を上回る。3ポツ、補充性があるかという点については、ブロッキングよりもより侵害の少ない手段がないという、こういった判断の下に、緊急避難が適当という整理が行われたところでございます。なお、先ほど申し上げましたとおり、海賊版サイトにつきましては、先ほどの高裁判決等にございますとおり、経済的な利益の侵害に過ぎない等の議論がありまして、法解釈、立法措置、いずれも行えなかったところでございます。

こういった法的な考え方に基づきまして、今後、オンラインカジノについてでございますけれども、まず、他の手段を尽くした上でなおブロッキングを実施することが適当であるとした場合に、こういった点を踏まえた法的課題について検討していくことが必要では

ないか、というふうにしてございます。順番は実際には前後することもあるかと思いますが、仮にこの順番で並べてございますけれども、まず1つ目といたしまして、ブロッキングによって得られる法益が失われる法益と均衡するかという許容性の問題。2番目といたしまして、仮にブロッキングを実施する場合、どのような根拠で行うかという実施根拠に関する課題。3番目といたしまして、仮に制度的な担保が何らか必要な場合、どのような枠組みが適当であるかという実施の妥当性に関する課題というものを挙げさせていただいてございます。

21ページ目にお進みください。そのうち許容性に関する論点でございますけれども、オンラインカジノの違法性や保護法益についてどのように評価すべきかとしてございます。御案内のとおり、通説・判例上、賭博罪の保護法益は勤労の美風ということで、社会的法益であるというふうにされてございますけれども、このことの現代的意義についてどのように考えるか。特にオンラインカジノの賭け額が拡大していることについてどのように考えるか。特に国内の決済代行業者等を通じて犯罪収益の流入のおそれが指摘されていることについてどのように考えるかとしてございます。また、オンラインカジノを含むギャンブルによって依存症が拡大していることについてどのように考えるかとしてございます。

続きまして、2ポツでございますけれども、過去のブロッキングに関する検討を踏まえれば、許容性の観点から、以下の点について検討していく必要があるのではないかととしてございまして、仮にブロッキングを実施する場合、それによって得られる法益（様々な弊害の防止）は、ブロッキングによって失われる通信の秘密の保護の法益と均衡するか、また、上記弊害を防止する手段としてブロッキングが適当か、ブロッキングによって目的を達成することができるか、他の手段を尽くした上でなお実施することが適当か、という先ほどの論点を挙げてございます。また、いわゆるオーバーブロッキング、ブロッキングすべきでないものをブロッキングすることですとか、リストが間違っていることなどによるミスブロッキング、こういったリスクが技術的に指摘されていることについてどのように考えるかとしてございます。

続きまして、22ページ目でございます。実施根拠及び妥当性ということでございまして、過去のブロッキングに関する検討を踏まえれば、実施根拠の観点から以下の点について検討していく必要があるのではないかととしてございます。具体的には、仮にブロッキングを実施する場合の根拠として、法解釈、立法的措置のいずれが適切と考えるか、それぞれの具体的な課題は何かとしてございます。また、ブロッキングといわゆる公営ギャンブルの

関係についてどのように考えるか。これは恐らく違法性阻却等の観点から論点になってくるといふふうに考えてございます。また、既にブロッキングを実施している諸外国の状況はどうなっているかという点につきましても御議論いただければと思います。

次に、仮にブロッキングを実施する場合であって、何らか制度的な担保が必要な場合ということで仮定を置いてございますけれども、その妥当性の観点からの論点を幾つか挙げてございます。

1つ目でございますけれども、遮断リストを作成し、それを実際に遮断させる主体ですね、実施主体は誰なのか。特にブロッキングを義務的措置とするのか、事業者による任意の措置とするのかなど、国と民間の役割分担等についてどう考えるかとしてございます。

続きまして、仮に国が関与、実施する場合でございますけれども、憲法が規定する「検閲の禁止」の規定（その趣旨を含め）との関係についてどのように考えるか。特に、国民・利用者視点に立って、遮断の透明性、正当性をどのように担保していくことが可能かとしてございます。

また、遮断対象となるサイトの範囲についてどのように考えるかとしてございまして、仮に対象が誤っていた場合、その責任の所在についてどのように考えるかという点を具体例として挙げてございます。

また、仮にブロッキングを行う場合の技術的な手法について、先ほどDNS方式というのを御紹介いたしましたけれども、正確性ですとか、費用対効果等の観点からどのように考えていくべきかという点も挙げてございまして、こういった点については、先ほど、最初に申し上げましたとおり、かなり深い法的な論点ですとか、技術的な議論になってまいりますので、この場でというよりは、第3回目、第4回目で深掘りの議論をいただければと思いますので、まず第1回目で紹介をさせていただいているというものでございます。

最後に、23ページ目でございますけれども、4-4といたしまして、ブロッキング、諸外国の状況を御紹介してございます。先ほど申し上げましたとおり、具体的な背景を含めた中身ですとか仕組みについては、詳細を後ほど、次回、第3回で深掘りをする予定でございますので、これは暫定的な我々の認識ということで御容赦いただければと思いますけれども、例えばということで申し上げますと、既にブロッキングが実施されている国の例といたしましてフランスというものがございまして、フランスは法律に基づきまして、スポーツの民主化に関する法律というものがございまして、それに基づきまして、国立賭博局が違法サイトの運営者に対して削除を通知し、一定期間に削除されない場合にアクセス遮

断を命令することができるという規定が法的に設けられているというふうに認識してございます。

同様に、ドイツも賭博管理局が遮断を命令できる規定というのが州間協定の中で規定されておたわけでございますけれども、我々が認識する限りでございますけれども、この遮断命令が裁判所によって無効の判決が出まして、現在は行われていないというふうに認識してございます。

英国につきましては、賭博委員会が民間の事業者に対する任意の協力要請を行う形で自主的な取組が行われていると認識してございますが、これについて法的な枠組みを付与するという形での法案が現在、国会で審議されているというふうに認識してございます。

最後、米国でございますけれども、米国は御案内のとおり、カジノを合法化している州とそうでない州がございますので、現に行われているブロックの例を見ますと、網羅的ではございませんけれども、例えばカジノサイトを運営する者に対して、合法化していない外の州から利用できないようなアクセス抑止策を講じるように義務づけている州法の例があるというふうに聞いています。こういった点も含めて、諸外国の状況をよく我々としても調査を深めてまいりたいと思いますし、また、御紹介した上で御議論に役立てていただければというふうに考えているところでございます。

長くなりましたけれども、事務局からは以上です。

**【曾我部座長】** どうもありがとうございました。

引き続きまして、オンラインカジノ実態調査につきまして、警察庁の植木室長よりよろしく願いいたします。

**【警察庁】** ただいま御紹介にあずかりました警察庁保安課風俗環境対策室長の植木でございます。本日は、警察庁のほうで令和6年度に委託調査研究という形でオンラインカジノの実態把握のための調査研究を行いましたので、その結果について御説明させていただきます。

まず、オンラインカジノでございますが、いわゆるオンラインカジノというものは定義がございませんので、この調査研究の中では、賭客、お金をかけた賭け客ですね。賭客がパソコン、スマートフォンからオンラインカジノサイトにアクセスをしまして、そこで配信されるスロットマシン、ルーレット、トランプ、スポーツベッティング、こういったものを用いて賭博行為を行う者というような形で定義をしまして、調査研究を行っております。

この調査研究なんですけれども、2本立ての構成になっておりまして、1つがアンケート、1つがデスクリサーチという形になっております。アンケート調査のほうにつきましては、全国各地の2万7,145人の方々に、年齢層でございますが15歳から79歳の男女の方を対象に、まずスクリーニング的なアンケートをさせていただきまして、オンラインカジノという言葉を知っているかというような質問をさせていただきまして、オンラインカジノを知らないと答えた方を除外しました7,000人の方に対しまして、7,000人について意識調査を行ったというような構成になっております。

また、デスクリサーチのほうなんですけれども、オンラインカジノサイトを比較するようなランキングサイトといったようなものもございまして、日本語で利用可能な上位40サイトを抽出しまして、それぞれのサイトの特徴といったようなものを分析したというような構成になっております。

まず、アンケート調査の結果のほうからお話しさせていただきます。アンケート調査でございますが、2万7,000の方に問うたところ、現在もオンラインカジノサイトを利用していると答えた方が550人、全体の約2%。それから、過去にオンラインカジノサイトを利用していたと答えた方が392人。550人と392人を合わせまして、経験者として942人、全体の約3.5%という結果が出ております。これは日本の人口に掛け合わせていきますと、利用者としましては約196万7,000人というような推計をしております。また、経験者のほうにつきましては、約336万9,000人というような推計をしているところでございます。

続きまして、オンラインカジノを知っているまたは言葉を知っている、そういう知名度なんですけれども、約60%の方が知っているまたは言葉だけは知っていると答えております。

サイトへのアクセス経験なんですけれども、オンラインカジノサイトにアクセスをしたことがあると答えた方のうち、実際にお金を賭けたという方が約75%いたということで、サイトを見せると75%の方がお金を賭けてしまうと、そういう結果も出ているところでございます。

続いて、市場規模の関係でございますが、1年間における1人当たりの平均の賭け額が約63万円。これは本当に個人の差がございまして、数万円から1,000万円単位で賭けていらっしゃる方もいらっしゃるんですけれども、平均でいきますと約63万円ということでございまして、これも先ほどの利用者のほうと掛け合わせていきますと、年間の賭け額の推計としましては1兆2,423億円という形で、現在の年間の賭け額を推計しているところでござ

ざいます。ですので、オンラインカジノの利用者が2%いる中で、年間の賭け額として、毎年約1兆円を超える額が賭けられているという推計でございました。

続きまして、違法性の認識でございますが、オンラインカジノを知っている、言葉を知っているという7,000人の方に聞いたところ、オンラインカジノの違法性について、違法と認識していなかったと答えた方が全体の約43.5%でございます。違法と認識していなかったというような理由を複数回答で挙げていただいているんですが、パチンコや公営競技などがあるからというのが約36%、以下、ニュースで見たとかウェブサイトで見た、知人家族から聞いたというような理由が挙げられているところでございます。

それから、アンケート調査なんですけれども、経験者500人について深掘りの意識調査をしております、この経験者500人の方、男女比は男性が約68%ということで男性が多いということでございます。年代別で見ていきますと、20代が30%、30代が28.8%ということで、年代層で見ますと20代と30代が多い、コア層というような形になっております。10代、15歳から19歳というような年齢層ではございますが、少なからず3.6%、割合としては占めておりました。

こういったオンラインカジノを始めたきっかけでございますが、興味やギャンブル好きだったという理由が多いところではございますが、年代別で見ていきますと、例えば10代の方で言えば話題づくりというようなものとか、有名人の影響というものも挙がってきているところでございますし、20代、30代を見ましても、有名人の影響とか無料版とか、そういったものも挙げられてきているところでございます。

それから、プレーを続けている理由なんですけれども、ギャンブルが好きというものが多いところではございますが、10代、20代ですと、暇潰しや話題づくりというような回答も挙がってきているところでございます。

オンラインカジノへの入金の方法ですが、クレジットカードが全体の約55%という形で一番選ばれている支払手段であったというような結果も出ております。

それから、オンラインカジノを原因として借金をしたことがあるかという問いでございます、これは借金先としましては、消費者金融や家族、友人、知人というところではございますが、全体では約46%が借金の経験ありということではあります、10代では61%、20代、30代でも50%を超えているというような、若い世代になればなるほど借金の経験があるという結果が出ております。

また、本人が依存症であるという自覚があるかという問いにつきましても、全体はそう

思う、少しそう思うという方が約60%ではございますが、10代、20代、30代につきましては、7割近くの方がそう思う、少しそう思うというふうに答えているというアンケート調査結果が出ております。

続いて、デスクリサーチの結果について御紹介させていただきます。日本語で利用可能な40サイトを分析しましたところ、いずれも海外のライセンスといったものを取得しております、7割がオランダ王国のキュラソー島のライセンスを持っているというような結果が出ているところでございます。また、その40サイトにつきまして見ていきますと、日本からの利用禁止を明示しているというものにつきましては、40サイト中2サイトしかないというような状態でございます、中には日本語のみに対応しているというサイトが8サイトあったところでございます。

それから、日本からのアクセス状況なんですけれども、こちらはデータ分析会社の公開データを用いた研究となっておりますが、日本から3か月間でアクセス率が分かった35サイトに対しまして、約1,700万回アクセスしているという状態がございました。この35サイト全体に対しましては、約5,800万回の世界からアクセスがある中で、約1,700万回という日本が占める割合は3割という形になっております。中には日本からのアクセス率が100%だったというサイトも6サイトあったというような、日本がビジネスのターゲットになっているという様子がうかがわれるという結果も出ているところでございます。

それから、サイトで案内される入金方法につきましては、クレジットカードや銀行振込といったもののほか、暗号資産や電子マネーもあるというような様々な入金方法が提示されております。サイトにつきましては、広告宣伝も行っておりまして、アフィリエイト広告といったものが主流です。こちらはユーザーの登録数に応じて、紹介者に対して報酬が支払われるというような仕組みのものでございます。中にはこういったアフィリエイト広告につきましては、紹介した人がどんどん負ければ負けるほど、負けた額の一定の割合が紹介者のほうにキックバックされるというようなものもアフィリエイト広告の中にはございます。まさに紹介されて賭けた人が踏み台になっているというような実態もあるところでございます。また、SNSで公式アカウントを使ってオンラインカジノサイトの情報発信もされているところでございます。

それから、スポーツ選手や芸能人といった著名人を広告塔に採用されているというような実態も出ております。警察庁におきましては、こういった結果も踏まえまして、これからもこういったアフィリエイトや決済代行業者というような取締りもしっかりとさせて

いただくとともに、広告塔といった部分につきましては、賭博の幫助に当たる可能性もありますし、依存症へといざなっているというような部分もございますので、そういった観点からも、賭博の幫助に当たる可能性がありますよということの注意喚起をそれぞれ個別に警察のほうから働きかけもさせていただくという考えをしているところでございます。

以上、警察庁のほうで調査研究をさせていただいた結果の報告でございます。

**【曾我部座長】** どうもありがとうございました。

では、構成員の間で議論といいますか、御発言いただければと思いますけれども、本日は初回ということもありますので、御出席の構成員の皆様方から順番に一言御挨拶、自己紹介的な部分と、本件について、現時点での御所見、御意見、コメント等ありましたらいただければと思っておりますが、これは席順でお願いでしょうか。そうしたら、森構成員から順番に席順でお願いします。その後、オンラインの方にも同じようにお願いできればと思います。

ということで、まず、森構成員からお願いします。

**【森構成員】** 御紹介いただきました弁護士の森でございます。どうぞよろしくお願いたします。私は先ほど事務局から御説明をいただきました児童ポルノのブロッキングのこと、それから海賊版サイトのブロッキングのこと、いずれにつきましても議論に参加をしておりました。児童ポルノのブロッキングのほうは、現在、ICSA（インターネットコンテンツセーフティ協会）で実施をしているわけなんですけれども、そのリストの作成等についてお手伝いをしていると、そういう経緯もありまして呼んでいただいたのではないかと思っております。

現時点での所見ということですが、先日、「NHKスペシャル」ですかね、本当にひどい状況を拝見して、オンラインカジノの依存症問題というのは非常に大きな課題であるなと思いました。そして、それに対して早急にいろんな対策をしていくべきなんですけれども、児童ポルノのときに特に大きく問題となったことは、児童ポルノというのは非常に凶悪な犯罪でございまして、児童ポルノの被写体となった児童というのは大変大きな人権侵害を受ける。当時、生命にも比肩し得るといふふうに言われておりましたけれども、そのような状態にありました。そして、検挙も進んでおまして、先ほど御説明の中にもありましたが、国際捜査共助みたいな形で、児童ポルノが違法じゃない国というのは恐らくないので、いろんなところで摘発が進んでおったわけですが、それでも残ってしまうものがある、これをどうするか。そういう問題であったわけでございます。

その中で、一番大きなポイントとなったのは、侵害される権利の比較というところでして、ブロッキングにつきましては、先ほど御説明にありましたように、全ての人の通信の秘密が侵害されるということです。これはつまり、例えば児童ポルノを見ようとしている人だけの通信の秘密が侵害されるわけではなく、全く児童ポルノなんか見たことないという人も含めて、全ての人の通信の秘密が侵害されるということです。それに対して、児童ポルノは一部の人はあっても、生命にも比肩し得る害が生じているということで、その比較が自主的なブロッキングの実施ということの大きな決め手になった。全国民の通信の秘密を犠牲にしても、児童ポルノの被害者を救う必要があるのではないか。そして、児童ポルノがインターネット上に存在する限り、人権侵害というのは刻一刻と継続していくのではないか。そのような判断が基本にあったわけでございます。

それとオンラインカジノとどう違うかというときに、依存症の方の被害、これは全く大変なものになっているであろうと思います。ただ、その対策のほうがどうなっているかという、児童ポルノは様々な対策を尽くして、ラストリゾートとしてブロッキングが導入されたわけですが、こちらについては、先ほど来様々な御説明のありましたような対策ができていない、特に私が引っかかっておりますのは決済です。多くの方が、10代の方を除いてクレジットカード決済をしているわけですが、クレジットカードのアクワイアラー側というんでしょうか、店舗側ですね。加盟店側のクレジットカードの機能というのは、これはどんなサービス、どんな店舗であるかというのを知っている。控え目に言っても知ろうと思えば知ることができるわけですから、オンラインカジノを日本で展開するということを防ぐということは、そこでできるのではないかと思います。

それから、もう一つありますのは、後でお聞きしようと思うんですが、上位のサイトというのは、何となくライセンスサイトであるような印象を受けました。それぞれの国において、その国では適法だからそれでオンラインカジノをやっているよということのかなというような印象も受けましたので、そういう事業者であれば、これはこちらから、恐らくは日本政府がということになるんだと思いますけれども、ジオブロッキングのようなことを要請していただくと、これは向こう側、オンラインカジノサイトのほうで、日本のIPアドレスからアクセス要請が来たら、それは受けないことにする、そのリクエストには応えないというふうな設定をしていただければいいということになりますので、これは日本人たちの通信の秘密を侵害することなく実施できるのではないかと思いますので、やや状況の違いとして、ほかの手段についての対策が進んでいないということ。さらに言

例えば、依存症対策ということについて言いますと、それはオンラインカジノのみならず、パチンコ、パチスロ、それからほかの公営ギャンブル、それについての依存症対策というのはどうなっているのかというようなことも含めての議論にはなろうかなと思っておりますので、あくまでも現時点での所感ということでありましてけれども、私はブロッキング以外の方策に注目し、それを積極的に進めていただきたいなと思っているところでございます。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

では、橋爪構成員、お願いします。

**【橋爪座長代理】** 東京大学で刑法を担当しております橋爪と申します。私、専門は刑法でございますので、どういった場合に犯罪が成立するか、あるいはしないかという解釈論、議論に関心を持っております。今回のテーマでありますオンラインカジノにつきましても、具体的な規制の在り方を検討する上で、その前提といたしまして、そもそもどのような行為が犯罪に該当し得るか、日本刑法で処罰し得るかという観点に関する理解の共有といったものが重要であると考えております。特に先ほどから議論がございましたように、海外で合法に行われていると。それに日本から参加することの法的な規律については、きちんとこの機会に明らかにする必要があると考えてございます。そういう観点から議論に参加していければと考えております。

また、刑法を専門としております立場から考えますと、犯罪である賭博行為を効果的に防止することが重要であるとは考えておりますが、この検討会ではその手段としてブロッキングの可否が問題となっておりますことから、ブロッキングという手段の必要性、あるいはそれに伴う弊害等の反対利益も含めた上で、バランスの取れた検討・分析といったものが必要と考えておるところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

では、次、前村構成員、お願いします。

**【前村構成員】** 日本ネットワークインフォメーションセンターの前村と申します。JPNICというふうに業界の皆さんから呼んでいただいております。私は、知的財産本部のオンライン海賊版のタスクフォースにも参加させていただきまして、ここでは森先生と同じようにということなんですけれども、そのときの検討でいろいろとブロッキングに関しては考えました。それで、まずは初回の論点整理といいますか、資料を見させていただきま

したけれども、いろいろな論点を挙げていただいて、とても分かりやすかったと思います。  
ありがとうございます。

少し私、本件に関してお引き受けする前に不安に思っていたことというのは、これが国会のほうで議員の皆さんから非常に大きな議論になって、なぜしないのか、なぜ早くしないのかといった声が多かったものですから、それはどうしたもんだろうなど。海賊版のときに一通り議論したのになというふうにしております。海賊版の場合には違法なものである、違法なものをどういうふうに対処するかということなんですけれども、今回の場合に、まず最初に気づいているのは、オンラインカジノの所在している法管轄では合法な場合があるというふうなことで、それに対してどうアクセス抑止を考えるのかというふうなところが非常に難しいところだなと思います。

私自身、ここ30年ぐらいインターネットの仕事をしておりまして、グローバルなインターネットの基盤の運営というふうなことが私の仕事なんですけれども、グローバルにいろんなところにアクセスできるという、まず根源的な機能を持ったインターネットが、それによって引き起こす一つの問題なわけですよ。日本における法管轄では違法なものが海外では合法である場合があって、そこにアクセスして利用するという可能性がある。そこに関しては、これは私の純粋な興味として、どのようにしてこういうふうな問題を食い止める、対策する方法論が確立できるのかというところは私自身の非常に大きな興味でありまして、それが、ブロッキングというのは何分不完全な、例えばたちごっこになるとか、必ずしもこういうブロッキングの、先ほど資料の中で御説明いただいたような手法が効果的でないというケースもありまして、そういったものを使うのは、インターネットのアーキテクチャーをやはりゆがめていくものであるというのがまず最初の考え方であって、できれば本質的な解決策とすれば、ほかのいろいろな方策があるということ、何ページでしたっけ、紹介してありましたね。6ページでアクセス抑止策の全体像というところで紹介してありますけれども、様々な方策の中でどれが効果的かというのは真摯に検討していければなと思っております。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

では、田中構成員、お願いします。

**【田中構成員】** ギャンブル依存症問題を考える会の代表の田中と申します。今日はそのような機会、ありがとうございます。先生方もさんざんブロッキングのことを2つのパ

ターンで検討会に御出席されていて、もうさんざん議論したのにまたやるのかみたいな感じになられているかと思うんですけども、私はこれは児童ポルノの深刻さと海賊版の財産権侵害のパターンで、先ほど森先生もおっしゃっていました侵害される権利の比較ということで、私はこの2つのパターンの間に行くのがオンラインカジノじゃないかなと思っています。私たちの仲間たちは、オンラインカジノが原因で自殺してしまっている人とか、あとは闇バイトなんかに行ってロング刑と呼ばれるやつですね、10年以上の懲役刑を食らっている人、また他害ですね、誰かを殺してしまったみたいな人たちもいて、これはかなり深刻な、海賊版の財産権だけということではないのかなというふうに思っています。

ただ、もちろん児童ポルノの場合は、子供たちが何も選べないというか選択肢がないという中で勝手にやられてしまっているというような状況がある中で、オンラインカジノの場合は、手を出したというところに、そこら辺に自己責任がないわけでもないよねというようにところところというのもあるのかなとか、そういういろんな論点があるかと思いますが、私も何度もこのことを議員会館に、山口県の阿武町の事件が出たときからずっと訴えておりまして、何度も何度も議連とかいろんな先生方と、また官僚の方々と議論してきたんですけど、実際問題、あまりこれを防ぐ有効な手だてがないんです。先生方が思われているほど、これを簡単に防ぐ方法というのは案外ないというのが現実なんです。

今回、警察庁の皆さんがこれだけの調査をやってくださって、私たちは本当に初めて今の皆さんになられて、ここまでやっと動いたという気がしているんです。今すごく一生懸命やったださっているんですけども、なめられ切っているのが日本で、オンラインカジノに対して日本は違法だって分かっているけど、別にあの国は取り締まる気もなければ、取り締まる能力もないよねみたいな。だから行けるところまで行ってやろうみたいなことを堂々とオンラインカジノ側に言われてしまっているのが日本なんです。

さらに、クレジットカード会社から、そういったオンラインカジノへの違法収益を送金したりということを取り締まりたいということ、私たちもそれは思いますけれども、それは経産省などに聞くと、まず無理だと。ほとんどできないというような。なぜなら、この売上げがオンラインカジノだというのが分からないようになっているからということで、私たちの仲間たちの話を聞いても、入金するときは何とかという、株式会社何ちゃら、聞いたことない会社になっていて、出金するときも株式会社何ちゃらって、また別の会社から出金されてきたりということで、全くこれはオンラインカジノと全然違うところになっているので分からないんだというような話ですし、あと世界のいろいろな記事なんかを見

ていても、クレジットカード会社にしっかり、オンラインカジノの納入金・出金に対してちゃんと拒絶しろみたいなことをほかの国々でも言われていますけれども、それはなかなか難しいというふうになっているので、そういったことから防いでいくというのが案外難しいんです。なので、次回そういったことなんかもお話しさせていただきたいなと思っております。ほかの依存症対策というところも、先ほど森先生からお話がありましたけれども、そういうところも日本は進んでいないというような問題もあって、総合的に依存症の対策ということを高めていくということも重要なのかなと思っております。

以上です。ありがとうございます。

**【曾我部座長】** どうもありがとうございました。

では、引き続き、オンラインの構成員の方にもコメントいただきたいと思いますが、こちらの画面に映っている順番で申しますと、黒坂構成員、山口構成員、それから鎮目構成員の順番でお願いできればと思います。

では、まず黒坂構成員、お願いいたします。

**【黒坂構成員】** 黒坂です。よろしくお願いいいたします。慶應義塾大学の黒坂と申します。今回は、去年の夏からアメリカのジョージタウン大学の客員研究員になりまして、ワシントンD.C.に引っ越しましたため、その立場でも一部参加させていただきます。この検討もリモートでアメリカから入ることが多くなるかと思いますが、東京にもしばしば行っておりますので、場合によってはそちらでも参加させていただければと思います。

私は、情報通信やデジタルに関する政策について研究をしている人間でございます。また、先ほど前村さんから御説明がありましたJPNICの理事も務めておりまして、今回はその立場ではありませんが、ただ、取り組んでいることはインターネットのオペレーションや、それに関連する制度について、あるいは政策、技術、ビジネスをつなげるということが自分自身のミッション、研究テーマでもあるというふうに考えております。

本件についてですが、まだまだこれから議論を始めていかなければいけない段階ではあるものの、ここまでのお話を伺って、2つ大きな論点があるかなと思っております。1つは、被害実態をより正確に把握し、どの程度深刻なのかということ。今日も既に御発表いただいておりますけれども、その状況をよりつぶさに理解していく必要がある。一方で、被害の規模だけではなく、被害の対象が誰なのか。もちろん直接言えば、オンラインカジノを使う方々ではあると思いますが、場合によっては連座してお金を払わなければいけなくなっているような方々であるとかも発生しているだろうと考えていますので、これがど

の程度の広がりを持っているのかを把握する必要があると思っています。

それはなぜかという、もちろん被害に応じてどのような対策が行われているのかという理解するためです。すなわち、被害に対して既存の法制度、とりわけ公法上の措置や関連する救済措置がどの程度現状で行われているのかということは、もう少し正確に理解をしていく必要があるだろうと。ありていに申し上げると、それが十分足りているのかということです。先ほどの警察庁の御説明でも、クレジットカードでお金を払っているというお話がありましたが、もうこの時点で私、ちょっと違和感があります。クレジットカードでなぜ払えるのか、というようなこと。非常に素人らしい疑問かもしれませんが、こういったところからきっちり実態を押さえていく必要があるだろうというふうに考えております。

一方、これは私の割と得意な領域であります。技術実態です。被害の抑制の観点で、技術的にブロッキングがどの程度、とりわけIPアドレスブロッキングがどの程度有効なのかを、私からも必要に応じて御説明できればと思いますし、理解していく必要があると思っておりますが、この技術的対応にブロッキング以外のものも含めてどのようなものがあるのか、それによって何が抑制されるのか、何が防止されるのかということ。あと、当然そういった対応はたちごっこになってしまうこと、これは技術の歴史からも明らかですので、既にどのような迂回措置が存在しているのか、これがどの程度現実的なものなのかという評価、こういったことも必要になってくるだろうと。ありていに申し上げて、IPアドレスブロッキングの迂回措置というのは、エンジニアリングに従事される方であれば、1つや2つぐらいはすぐ思いつくところが正直あります。ですので、こういった観点も含めて、どのようにブロッキングも含めた技術的対応が評価されていくべきなのか。こういった議論をしていく必要があるだろう。その結果、我々は何ができるのかということ突き詰めていくべきではないかと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

では、続きまして、山口構成員、お願いいたします。

**【山口構成員】** 読売新聞社の山口でございます。私は報道に携わる身であるとともに、プロ野球の巨人軍の活動などを通して、スポーツベッティングの問題にも関わる立場であります。

現時点での所感を申し上げます。先ほどの警察庁の調査を見ますと、国内のオンライン

カジノの急速な利用拡大は深刻な状況にあると言すべきだと思っております。推計によると、約337万人の経験者のうち、10代、20代、30代の若年層が6割以上を占めます。10代、20代、30代の経験者は50%以上に借金の経験があつて、特に10代は61%に上っています。ギャンブル依存症に陥った人も若い世代に多いようで、10代、20代、30代とも7割近くが依存症を自覚しているという状況にあります。借金を抱えた若者が闇バイトに応募して犯罪に加担したケースもあると聞いております。国内でオンラインカジノに賭けたお金の総額は、年間およそ1兆2,400億円ということですから、毎年1兆円を優に超える国富が海外に流出しているわけで、今後それがさらに拡大することは確実ではないかと思われま

す。このオンラインカジノにはスポーツベッティングも含まれます。海外では、スポーツベッティングに絡んで、アスリートが八百長して処罰されるという事例が既に多発しています。日本の選手の肖像やユニフォーム姿が無断で海外のカジノ業者のサイトに使われているという事例も現に多数件あります。マネーロンダリングの温床にもなっておりますので、オンラインカジノが生み出す害毒は依存症にとどまらずに、知的財産権の侵害、国富の流出、八百長、匿名流動型犯罪の拡大、マネロンと、とめどない状況だと認識をしております。

総務省の資料にあるように、海外には賭博対策に特化した機関を設けて、中にはブロッキングを行っている国もあります。先ほど田中さんがおっしゃったとおりで、対応が遅い国はカジノ業者の標的にされるということですから、日本も対策が急務であつて、座視することは許されないと考えております。ただし、ブロッキングは通信の秘密の侵害に該当いたします。今後の検討に当たっては、平成30年10月の海賊版対策に関する検討会議の中間まとめ案に示されたブロッキングが合憲と言えらるための4つの論点、1つは具体的・実質的立法事実、2つ目は重要な公共的利益、3つ目は目的達成手段の合理的関連性、4つ目は他の実効的な手段の不存在のいずれかが認められるかがまずは主要な論点になると思料しております。

オンラインカジノに関しては、現在、いわゆるリーチサイトやカジノのインターネット広告を違法とするための議員立法の検討が進んでおります。先ほどの4つの論点に照らすと、こうした議員立法の動きも注視しながら議論していくことが求められると思います。それから、先ほど来、賭け金の入金、クレジットカードに関して御指摘がありまして、そうしたことから、賭け金の入金に関して金融関係機関による支払いブロッキングの可能性の追究も行われるべきであろうと思っております。その上で、オンラインカジノに対し

て合法的にブロッキングを行う必要があると考えられた場合には、その場合には特別の法律に基づくか、緊急避難として行うか、2つの道があるわけですが、オンラインカジノに関しては新規立法を軸に検討されるべきと考えております。

その立法に当たっては、ブロッキングの請求者となる機関をどうするかが重要な論点となります。憲法が検閲を禁止していることから、行政から独立した機関の自主的な措置としてブロッキングを請求するということが望まれると思います。行政から独立した機関としては、一般社団法人などの民間組織が考えられると思っております。また、ブロッキングを広く認め過ぎると、国民の知る権利やサイト運営者の表現の自由を侵害しかねないという問題があります。オンラインカジノといいましても多様なものがあります。その全てをブロッキングの対象とするのではなくて、まず、日本の主権が及ばない外国のサイトに限定されるはずでありますし、さらに、例えば合法、安全をうたってユーザーを誤認させるサイトに絞るなど、対象を明確に規定するやり方を考えなければならないと思っております。

ブロッキングの技術的方法については、先ほどの御説明にあったように、名前解決機能を利用したDNSブロッキングなどがあり得ると思われるわけですが、過剰なブロッキングにならないよう、この点についても慎重な検討が必要であります。通信の秘密の侵害行為に関しては、ブロッキングで問題となるのは知得であろうと思っております。ブロッキングのための通信の知得で侵害するのは宛先に限られて、しかも機械により行われると考えられます。人間の知覚による知得に比べれば萎縮効果は小さくて、したがって許容性は高いと思われれます。この点については、能動的サイバー防御法案の検討過程で通信の秘密との関係を議論した際に、コミュニケーションの本質的内容に関わる情報は対象とはしないということを確認した上で、機械により自動的に選別されるもので、人による知得は伴わないと整理したことが参考になるのではないかと考えています。いずれにしても、オンラインカジノに関するブロッキングを認めるとしても、それは他の手段を尽くした上で、最後の手段として行われるということをお大前提として、時間をかけて丁寧に議論を尽くすべきだと考えています。

以上でございます。

**【曾我部座長】** どうもありがとうございました。

では、鎮目構成員、お願いいたします。

**【鎮目構成員】** 学習院大学の鎮目と申します。本日は遅れての参加となりまして、失

礼いたしました。私の専門は、橋爪先生と同じく刑法でございます。恐らくサイバー犯罪について関心があったということがきっかけだったと思いますが、2018年より総務省の電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会に関わらせていただいております。最近と同じく総務省のICTサービスの利用環境の整備に関する研究会の下に置かれている通信ログ保存の在り方に関するワーキンググループなどにも携わらせていただいております。

ブロッキングにつきましては、それが技術的に有効であるならば、オンラインカジノという大変な病理に対処するための重要な選択肢たり得ると思われませんが、通信の秘密を侵害するおそれがあることから、解釈によるのであれ、立法によるのであれ、それがどのような根拠に基づいて、どの範囲で正当化し得るかについて丁寧な分析・検討が必要であると考えております。まずは技術的な側面について正確な理解が必要であると考えておりました。ぜひ諸先生方の御知見から学ばせていただいた上で考えていきたいと考えております。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

**【曾我部座長】** どうもありがとうございました。

では、最後に私のほうからも一言申し上げたいと思います。私、自己紹介ということから始めさせていただくと、京都大学で憲法を担当しております。憲法の観点から情報空間に関わる様々な問題について研究をしたり、あるいはこういった社会的な活動をさせていただいたりしております。

ブロッキングに関しましては、先ほど事務局から御説明ありましたこれまでの経緯という中で申しますと、児童ポルノのブロッキング、一番最初に議論したテーマでございますけれども、こちらがたしか2010年頃に議論をいたしておりましたけれども、そちらに参加させていただいておりました。緊急避難で整理するという議論に参加をさせていただいておりました。その後、海賊版のときは特段、何か当事者といいますか、直接関わったということではなくて、外野で見ていたというところなのですけれども、再び今回、オンラインカジノに関わってブロッキングの是非について検討に参加させていただくということになったということかと存じます。

本日、既に非常に充実したコメントをいただいております。検討すべき観点といいますか、材料みたいなものはかなりもう出そろった感が、お伺いして思いました。実際これまで、今回、児童ポルノ、それから海賊版に続いて、ブロッキングに関する議論としては第3ラウンドということですので、法的な枠組み、考え方ですかそういったものは、

先ほど山口構成員に詳細に御紹介いただきましたけれども、かなりこれまでの議論の蓄積の上に議論ができるのかなと思っております。

それで、具体的には中身を議論していくということになるかと思うんですけれども、私も森構成員と同じく、先般の「NHKスペシャル」を拝見しまして、それから、たまたまですけれども、以前、ギャンブル依存ではないのですが、依存症について少し勉強したこともありまして、依存症というものはいかに本人の人生を狂わせるのか。それから、家族、友人にも多大な心配、迷惑をかけるのかということとはよく分かっているつもりではありまして、先日の番組も非常に痛ましい思いを持って拝見したところです。ですので、実効的な対策をするということは大変重要だということとはよく認識しておりますが、ただ、ブロッキングに関しましては、先ほど申し上げたとおり、今までの議論の経緯もあり、考え方のフレームというものもございますので、やはりそれはしっかり守っていかないといけないということも法律家としてよく認識しております。

海賊版のときに問題となりましたのは、ほかの手段をいかに尽くすかというところかなと思っておりまして、それで申しますと、オンラインカジノの問題は、まだほかに尽くす部分というのはかなりあるのだろうということがこれまでの構成員のコメントにもあったところで、ただ、もちろん、先ほど田中構成員からもありましたように、それぞれ限界があるんだということをもう既に言われておるわけですが、やはりそういった辺りをこの検討会で丁寧に見ていくということが必要なんだろうと思っております。

それから、ブロッキングの技術的な問題についても黒坂構成員等から御指摘ありましたが、やはりブロッキングは万能では全くないと。回避手段が多々あるというところもあって、そういう意味では、ブロッキングをすることによって得られる利益と失われる利益、これは憲法学では狭義の比例性と言ったりするわけですが、そういった辺りもエビデンスベースでしっかり見ていく必要があつて、こういったところをこれから丁寧に検討していければいいのではないかと考えております。今日、皆様からコメントいただいた限り、本当に充実したコメントをいただいたかと思っておりますので、引き続き、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

ということで、私からは以上となります。その後、質疑をするということになっておりますので、事務局、それから警察庁の報告について御質問があればいただくということなんですけれども、ただ、時間がないということですが、どういふ感じでやりましようか。

【大内利用環境課長】 目安としては3時半なんですけど、最大2時間、お時間頂戴しているかなと思いますので、議論が尽きるまでで最大4時までということになっております。

【曾我部座長】 まだ30分ほどございますので、これから事務局、それから警察庁の御報告につきまして、御質問、御意見がありましたらいただければと思います。お願いします。

【前村構成員】 恐れ入ります、説明をいただきましてよく分かりまして、ありがとうございました。2点細かい質問だと思います。まず1点目は、資料3の23ページ、ブロッキングの諸外国の状況で、フランス、ドイツ、英国、米国でブロッキングの状況が示してありますけれども、主な内容のところ、違法サイトといった表現があるんですけども、これは国内の違法サイトを遮断する、あるいは対策するということなのか、国外のサイトに関しても対処するのかが不明確だったので、そこを教えていただきたいというのが1つです。

もう一つは、警察庁さんの資料で、サイトの広告宣伝状況というところで、著名人を広告塔に採用というところで、私、存じていれば理解したんですけど、この著名人というのは、日本国内の著名人なのか国外の著名人なのかという、これもささいなところなんですけれども、それが分かるともう少し内容が理解できると思えました。どうぞよろしく願いいたします。

【大内利用環境課長】 ここに掲げていますのは例示でございまして、かつ深掘りをする前の概括的な把握になりますけれども、例えばフランスということと言いますと、必ずしも国内に限らず、いわゆる合法ではないサイトについては違法サイトという形で位置づけた上で、それについての遮断を根拠づける規定があるというふうに考えてございます。ただし、この点も含めまして、我々、現在調査中ということもございまして、国によって様々な違いがあろうかと思っておりますので、この点につきまして、改めて第3回目以降でしっかりと紹介させていただきたいというふうに考えているところでございます。

【前村構成員】 ありがとうございます。

【警察庁】 著名人につきましては、日本人であれば知っているであろうという形の方々が就任されておまして、例えばスポーツ選手であれば、もちろん日本人選手もございまして、あとは外国人の有名な選手、日本人であれば知っているというような選手もございまして。また、芸能人につきましては、国内で活動されている芸能人の方がそういったアンバサダーのような役割で無料版というようなものの中で、一緒に無料プレイをしてみよう

と呼びかけてみたりとか、そういうような活動もございましたので、無料版、有料版を問わず、そういった広告塔になっている方々に警察としましては働きかけをしていくという考えでございます。

【前村構成員】 ありがとうございます。

【曾我部座長】 では、森構成員。

【森構成員】 ありがとうございます。私からは警察庁さんの資料、こちらは大変いろんなことを教えていただきまして、よく分かりましたけれども、先ほどちょっと申し上げたんですが、日本語で利用可能な40サイトのところ、こちらがライセンスを受けた事業者なのか、それともそうじゃないのかということについて、割合などを教えていただければと思います。よろしくお願いします。

【警察庁】 ライセンスにつきましては、いずれも40サイト全てライセンスを取っているということで、全て海外のライセンス、合法だ、安全だということでサイト上もうたっておりまして、合法だ、安全だ、そういったところでプレイできるよといった呼びかけをする一つの誘引材料として海外ライセンスを謳っているという実態もございます。

【森構成員】 ありがとうございます。

【曾我部座長】 すみません、今の御質問と関連して私からもお伺いしたいんですけれども、ライセンスを取得しているということは何を意味するのかということについてです。つまり当然、ギャンブル依存になるというのは日本人に限らないわけですから、外国の方も依存になる場合はなるわけですね。そうすると、ライセンスを発行するというのは、一定の依存対策、防止をされているということも審査の上、ライセンスを発給しているということの意味するのかしないのか。先ほど安全ですよということをおっしゃったんですけれども、ちょっとその辺がよく分からないわけです。仮に何の対策もせずに射幸性の高いものを運営しているということであれば、これは日本だけの話ではなくて国際的に問題だということでしょうし、ちょっとその辺りが分からないというところで、それとの関係で結局、前半のアンケート調査で利用していて、依存症、依存の自覚があるとか、多額の賭け金を費やしているという方々は、この40サイトを利用しているということなのか、それともライセンスがないものを使っているということなのかという、この前半と後半の関係性についても御説明いただければと思います。

【警察庁】 まず、ライセンスでございますが、実は、例えば7割近くのライセンスを発行しているキュラソー島はタックスヘイブンの国でございまして、外貨獲得のためにこ

ういったカジノビジネスも積極的に誘致しているというところがございます。他方で、こういったライセンスを発行している地域は、実はそのエリア内ではオンラインカジノ禁止というようなこともしていたりとかという形で、外貨獲得というような話も聞いているところではございます。あと、いろいろな国によって審査の基準というものがあるようなんですけれども、やはり基準が緩やかなところがビジネス誘致に熱心というところもあって、そういうような傾向もあるというようなお話も聞くところではございます。

それから、この人気サイトなんですけれども、実はこの40サイトと前半の部分のアンケートの中で、どんなサイトを利用したことがありますかということ、こちらに配付させていただいている資料でございまして、35ページになるんですけれども、利用経験のあるオンラインカジノサイトという形で呼びかけたところ、この人気のある40サイトと大体上位、近いような結果が出ています。

**【曾我部座長】** なるほど。この辺りはまた議論になるかなと思いますのですが、ひとまず、ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

**【田中構成員】** すみません、警察庁にお伺いしたいんですけれども、ライセンスを取っているか取っていないかというのは、結局あまり問題じゃないかなと思っていまして、ライセンスを取っていようが取ってまいが、オンラインカジノはギャンブル依存症対策に対してほとんど対策なんかやっていないというのが世界的な問題になっているところなんです。ライセンス取ってますよということで何となく合法に見せているというのが、ライセンスを取っているところの日本におけるメリットなのかなと思ってるんですけど、でも、諸外国では、そもそも自国の許可を得たとか、もしくは自国のオンラインカジノサイトしか駄目ですよ。ほかの国でライセンスを取っていたり、我が国が認めていないものに対しては罰金にしますとか、いろいろな罰則が決められているんですけれども、日本はそうになってなくて、賭博法で日本は全部ギャンブルは禁止となっていて、特別法で認められたものだけオーケーとなっているわけですけど、勝手に入ってきてしまったこのオンラインカジノに対して、大本のところに対して何も今現在手出しができていないというのはなぜなのかなというところがすごく不思議なものもあるんですけど、今度また新法ができるじゃないですか。という動きがありますよね。議連などからオンラインカジノ法案ができるようになったら、諸外国のように、外国から勝手に日本向けにこういうふうに来てきているものに対して警察庁が取り締まる根拠ができるのかどうかというところをちょっと伺いたかったなというところなんです。

あともう一つとしては、日本語のみ対応しているとか、日本からのアクセスが100%というのは、我々が思ったり、ちょっとそういうことに加担していた人たちに聞くと、これは日本人がやっている日本人向けにはめようと思っているオンラインカジノで、ただただ海外にサーバーを置いていて海外でやっているだけというようなことなんじゃないかなと思うんですけど、その辺の捜査みたいなことというのは、あまりそんなにべらべらしゃべれるものじゃないかなとは思いますが、そういうところに対しても御尽力いただいているのかなというところで、話せる範囲でいいんですけど、お願いできたらと思います。

**【警察庁】** 今、議員立法のお話もございましたが、実は現行の刑法の規定につきましても、国外犯規定というものは児童ポルノ法にはあるというお話がございましたが、この賭博罪につきましてはないところでございます。他方で、日本で実行行為が行われておりますので、その対向犯として、今、我々警察のほうでは賭博の常習賭博罪なり、単純賭博罪なり、そういったものを適用して摘発をしているところでございます。また、賭博場開張図利、胴元のほうにつきましては、田中先生がおっしゃられたような、日本でやっていた形態もございまして、そういったものも摘発した事例はございます。いずれにせよ、海外でライセンスを取って安全だとか、安心だというのは先生御指摘のとおりでございまして、まさしく闇バイトで言えば、ホワイト案件だから大丈夫だよというような色を強調してユーザーを呼び込んでいるというような実態がございまして、実は警察庁でも違法性の広報・啓発に力を入れているところでございますが、そういったところも解説をさせていただいているところでございます。

**【田中構成員】** ありがとうございます。

**【曾我部座長】** そのほかいかがでしょうか。

では、山口構成員、お願いします。

**【山口構成員】** 読売の山口でございます。質問ではなく要望なんですけれども、諸外国のブロッキングについては第3回目で深掘り予定とありまして、諸外国の研究というのはとても重要と考えておりまして、それについての要望であります。

今日頂いた資料の23ページには、ブロッキングの請求主体として、フランスでは国立賭博局、ドイツでは賭博管理局、イギリスでは賭博委員会などと記載があるんですけども、これらの機関がいつどのような経緯でつくられていったのかといったことも併せてお調べいただけないかなということでもあります。当然、深掘りに関しては、ブロッキングをめぐる議論、ブロッキングに関する制度がどうなっているのかというのが中心テーマになると

は思うんですけども、こうした機関がいつ、どのような経緯でつくられたかということを知ることによって、それぞれの国の賭博政策の全体がどうなっているのかを概観して、その中でブロッキングがどのように議論され位置づけられてきたかというような、全体の中で理解するという必要があるかなと思ったものですので、要望を申し上げた次第でございます。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。今の点、重要かと思しますので、ぜひよろしくお願いいたします。

そのほか御質問、コメント、その他、御発言いかがでしょうか。森先生、お願いします。

**【森構成員】** 森です。ありがとうございました。先ほどの田中さんの御質問との関係でなんですけれども、ちょっと伺っていて分からなかったんですが、田中さんのお話というのは全く自然なお話で、日本語で日本人向けにサービスをしていますと。我々の場合、ほぼほぼ単一言語なので、日本語のサービスというのは日本向けということなんですけれども、そのとき、周辺の関係者が常習賭博罪の共犯で、その人たちが日本にいるというのは分かるんですが、海外にいて海外にサーバーを置いている人たちは、賭博場開張罪になるんじゃないかと思うんですけども、それは日本向けのサービスですし、賭博場自体は、日本語によって我々のブラウザのところまで来ているわけですから、海外で恐らくは日本人であろう人たちが日本語で配信している賭博の胴元的行為自体が、それが日本における賭博場開張罪になるのではないか。そして、それに対する検挙が行われているのかどうかというのが田中さんの御質問を法的に整理した内容になるんじゃないかと私は伺ったんですけども、それに関してはいかがでしょうか。

**【法務省】** 法務省のほうから回答させていただきます。まず、法務省のほうからは、個別の事案について犯罪が成立するか否かというところは正面切って申し上げられないところであることをまずは御理解ください。ただ、一般論として、今、念頭に置いていらっしゃる内容というものが賭博場開張凶利罪の構成要件に該当する行為であって、その上で実行行為の一部でも日本国内で行っていると認められるのであれば、それは日本の刑法で処罰が可能です。

**【警察庁】** それから、それでは適用がもしできるとするならば、海外にいるそういうような運営側の者を捕まえることができるかという観点でございますが、実は海外で合法だという形になりますと、今度、国際捜査の問題で隘路が出てきます。双罰性というもの

も問われたりしますので、日本で立証するには外国から証拠を提供していただくということがとても重要になるんですけれども、そういったところで隘路があるというのが実情でございます。

**【森構成員】** ありがとうございます。今おっしゃったのは、捜査上の困難ということですね。実態的には、日本法の賭博場開張罪に該当するとしても、捜査上の問題がある。ありがとうございます。そこが私がまさにライセンスについてお聞きしたところでございます、やはりそうやって国の後ろ盾、もちろんサービスとして信用ありますよって、釣りでやっているという面もあると思うんですけれども、彼らは何らかの政府の関与というか介入があり得る。例えばライセンスを剥奪するみたいな、そういう立場にはあるわけですので、それを政府に話していただいて、そちらでは適法かもしれないけど、それは彼らが彼らの国で彼らの言語でやっている分には適法ですが、それを日本語でやるというのは日本人を対象にしているし、日本における犯罪になるわけですから、それを政府に話していただいて協力を求めることは、特にライセンス取得事業者ということであれば、比較的可能なんじゃないかなと思ひまして伺ったということでございますが、今の御説明についてはよく分かりました。ありがとうございます。

**【曾我部座長】** 何かございますか。何もない？

**【警察庁】** はい。

**【曾我部座長】** そうですか。そのほかいかがでしょうか。よろしいですかね。

そうしましたら、予定の時間を過ぎておりますので、本日の質疑は以上としたいと思います。次回以降の予定について、事務局からお願いいたします。

**【大内利用環境課長】** すみません、一応、事務局からですけれども、オブザーバーの方々も御参加いただいておりますので、少なくとも御参加いただいている方には自己紹介と、もし何かありましたらと思ひまして。すみません、差し出がましいですが。

**【曾我部座長】** いえ、とんでもないです。失礼しました。では、オブザーバー、野口さんだけでよろしいですかね。では、野口さん、お願いします。

**【日本インターネットプロバイダー協会】** 御紹介にあずかりました日本インターネットプロバイダー協会の野口と申します。プロバイダー協会では理事を務めさせていただいております、行政法律部会の部会長を併せて務めさせていただいております。

私も先日のNHKのテレビを拝見いたしまして、大変深刻な問題が生じていると理解しております。一方で、私ども通信事業者というのが、例えば知る権利や通信の秘密といった

ものは、私たちの権利というよりは、むしろ利用者の権利を預かっているという立場がございまして、そういった点も踏まえながらきちんと、我々にどういったことができるのか、またはどういったことには慎重な議論が必要なのか、こういった観点から積極的に目指す方向性に対して協力していこうと、そのように考えておりますので、何とぞよろしくお願いたします。どうもありがとうございます。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。

では、オンラインの方は今日のところは……。ICSAさんですかね。では、お願いします。立石さん、もし御発言あるようでしたらお願いできればと思います。

【インターネットコンテンツセーフティ協会】 すみません、ちょっと今、音声私が、途切れていたの前後が聞こえていなかったんですが。

【曾我部座長】 自己紹介と簡単にコメントなどあればいただければと思います。

【インターネットコンテンツセーフティ協会】 分かりました。いつもプロバイダー協会のほうで出ていますが、今回、ICSAというインターネットコンテンツセーフティ協会と申しまして、冒頭からお話に出ております児童ポルノのブロッキングのサイトを選別して、それを各プロバイダーでブロックしてもらうための一般社団法人があるんですけど、今、その代表理事をしております。するようになってもう10年以上たっていますけれども、そこに至るまでかなりいろんな議論があった上でやっておりますし、それから、今もうこれは合法的にブロックしていると思っていらっしゃる方も多いんですけど、実際、裁判が起きていないので大丈夫かどうかについては分かりません。そのリスクを冒しながら、ISP側としても、児童の基本的な人権を尊重するという形でリスクを冒しながらやっているというのが現状だということをお認めいただけたらなと思います。テクニカルなところでいろいろお話ししたいことがありますけど、取りあえず今日はこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。一般社団法人テレコムサービス協会様、お願いたします。

【テレコムサービス協会】 テレコムサービス協会、井原です。こっちにはちょっとよく聞こえていなかったもので……。

【曾我部座長】 自己紹介的な部分と何かコメントなり、検討開始に当たって何か一言あればいただければというところでお願いたします。

【テレコムサービス協会】 本日、様々な議論を聞かせていただいて、大変参考になり

ました。ありがとうございます。MVNO委員会、かなり多くの事業者のほうで参加させていただいている団体となっておりますので、これからの議論の中でいろいろと御指摘いただきましたら、また御説明のほうさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、次に一般社団法人電気通信事業者協会、TCA様お願いします。

【電気通信事業者協会】 TCAでございます。ブロッキングを含めた対応方法につきましては、先ほど御説明にありましたとおり、児童ポルノのブロッキングの話もそうですし、海賊版のお話も過去にございましたので、そういった知見等々を踏まえて、電気通信事業者協会といたしましても、通信事業者としてどういったところで取り組みができるのかという形で関係させていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、最後に一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟様、お願いいたします。

【日本ケーブルテレビ連盟】 日本ケーブルテレビ連盟でございます。私どももケーブルテレビの事業者の集まりでございまして、主に、やはり通信の関係ということのISPという立場で今回参加させていただいております。オンラインカジノ自体では、ISPの立場でどのような規制というか、ブロッキングされるかとか、全体的に今日議論された中身をまず理解させていただいて、正しい方向に進むということで、もし我々も意見があればお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。これで一通り御発言いただいたということでよろしいですかね。

そうしましたら、事務局のほうから連絡事項等、よろしくをお願いします。

【鈴木利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。次回なんですが、第2回会合は、4月28日月曜日、午前10時からを予定しております。ギャンブル等依存症関係に知見のある方のヒアリングですとか、政府におけるこれまでの依存症対策の取組等についての報告等を主な内容としております。詳細については、追ってお知らせさせていただきます。

事務局からは以上になります。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。これにて本日の議事は全て終了いたしました。途中、いろいろ不手際がありまして、申し訳ございません。

ということで、以上をもちまして、オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会の第1回会合を終了とさせていただきます。本日は皆様、お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。また引き続きよろしくお願いいたします。

以上